

## 広島市国民保護計画の変更について

### 1 変更の理由

国の「国民の保護に関する基本指針」及び「広島県国民保護計画」の変更に伴い、これらと整合を図ろうとするものである。

### 2 変更の内容

(1) 警報の内容の伝達等に必要な準備 (新旧対照表1ページ)

対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)を整備することとする。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携 (新旧対照表4ページ)

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めることとする。

(3) 警報の内容の伝達方法 (新旧対照表5ページ)

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(E m - N e t)、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)等を活用し、地方公共団体に伝達されることから、全国瞬時警報システム(J - A L E R T)と連携している情報伝達手段等により、情報を伝達することとする。

(4) 避難住民の誘導 (新旧対照表6ページ)

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとることとする。

(5) 住民の安否情報に係る知事への報告 (新旧対照表10ページ)

住民の安否情報に係る知事への報告は、原則として、安否情報システムを使用して行うこととする。

(6) その他所要の変更を行う。